遊漁のしおり

この「遊漁のしおり」は、釣り愛好家の皆さんに必ず知っていただきたいことが書いてあります。 誰のものでもない魚を獲るのに、どうして「遊漁承認証」を買わなければならないのですか。 それは海と異なり非常に狭い川の中の魚を何の規制もなく勝手に採捕したら間違いなく、たちまち に何もいなくなります。そこで、「新潟県内水面漁業調整規則」により、禁止期間、漁具又は漁法 の制限・全長の制限等が定められています。また、地域より寒暖の差等の環境の違いがあることか らそれぞれ県条例で規制されています。

漁業権は県知事より漁業組合に認可されるもので個人には与えられません。漁協には魚を獲ってよいと漁業権を与えるが、獲るばかりでなく、絶やさぬように、稚魚の放流と保護増殖管理を義務付けられています。更に魚を獲ることは漁協組合員だけに限定せず、レジャーとして認めなさいと定められたのが、遊漁承認証の制度です。

それ故、「遊漁承認証」を買って、携帯して、釣り等をしていただくことになります。

なお、遊漁承認証の単価は漁協で決められのではなく県知事の認可が必要です。

そこで、関川漁協では売上金の全額を放流魚代金の一部に当てています。

また、漁業権の認可には魚種別義務放流量の他、魚種によって漁場区域等の制限があります。

その他、関川水系で特に注意すること…食用不可の魚種等…詳細を知り、**必ずお守り戴く事項**が 以下に記してあります。 『どうぞ、**"ルールを守る"**安全で楽しい釣り等をお楽しみください。』

◎ 漁場の位置

免許状に記載された概要は、上越市と妙高市地区にある川で、桑取川含む糸魚川方面の川と、柿崎川含む柏崎方面の川を除いた、関川本流及び関川に流れ込む支川(保倉川、青田川等々)の全河川が該当します。

関川の一部分が長野県との境界のため、二つの位置と魚種の免許状認可になっています。

・ 漁業権免許番号内共第 17 号 (漁場の位置)

上越市、上越市浦川原区、安塚区、大島区、牧区、三和区、清里区、板倉区、中郷区及び妙高市地内(関川及び保倉川)

・ 漁業権免許番号内共第 18 号 (漁場の位置)

妙高市、長野県上水内郡信濃町及び長野市地内 (関川)

◎ 漁場の区域

• 漁業権免許番号 内共第17号

上越市地内関川と保倉川との合流点から上流の関川(保倉川含む。)及びその支川の新潟県の区域 (妙高市兼俣地内兼俣橋上流端から上流氷沢川との合流点までの関川本流及び氷沢川を除く。) ただし、ニジマス漁業及びヤマメ漁業にあっては、次の①から⑪に限る。

- ① 妙高市青田地内青田川床固工上流端から上流の青田川及びその支川の区域
- ② 上越市石沢地内矢代川農業用水取水堰上流端から上流の矢代川及びその支川の区域
- ③ 妙高市錦町1丁目地内十三川第1号堰堤上流端から上流の十三川及びその支川の区域

- ④ 上越市中郷区岡川地内渋江川第3号砂防ダム上流端から上流の渋江川及びその支川の区域
- ⑤ 妙高市小出雲3丁目地内片貝川砂防堰堤上流端から上流の片貝川及びその支川の区域
- ⑥ 妙高市猿橋地内長沢川床固工上流端から上流の長沢川及びその支川の区域
- ⑦ 妙高市猿橋地内平丸川第1号堰堤から上流の平丸川及びその支川の区域
- ⑧ 上越市板倉区別所地内別所川第3号堰堤上流端から上流の別所川及びその支川の区域
- ⑨ 上越市清里区荒牧地内櫛池川砂防堰堤から上流の櫛池川及びその支川の区域
- ⑩ 上越市牧区落田地内飯田川落差工上流端から上流の飯田川及びその支川の区域
- ① 上越市浦川原区顕聖寺地内保倉川農業用水取水堰上流端から上流の保倉川及びその支川の区域

• 漁業権公示番号 内共第 18 号

妙高市兼俣地内兼俣橋上流端から上流氷沢川との合流点までの関川本流並びに氷沢川及び その支川の区域。ただし、ニジマス漁業及びヤマメ漁業にあっては、妙高市杉野沢地内苗名滝 から上流の氷沢川との合流点までの間の関川本流並びに氷沢川及びその支川の区域に限る。

◎ 漁業権魚種

• 漁業権免許番号内共第 17 号

1. アユ 2. イワナ 3. ヤマメ 4. ニジマス 5. コイ 6. フナ 7. ウグイ

• 漁業権免許番号内共第 18 号

1. イワナ 2. ヤマメ 3. ニジマス 4. ウグイ

◎ 義務放流量

魚	種	アユ	イワナ	ヤマメ	ニジマス	コイ	フナ	ウグイ(産卵場造成)
内共第1	7号区域	320 kg	3,000 尾	3,000 尾	140kg	40 kg	40 kg	30 m^2
内共第1	8号区域	0 kg	3,000 尾	1,000 尾	30kg	$0 \mathrm{kg}$	0 kg	30 m^2
合	計	320 kg	6,000 尾	4,000 尾	170kg	40 kg	40 kg	60 m²

◎ 漁具・漁法の制限と採捕禁止期間

関川水系の漁場区域内に許可している漁具・漁法

釣りは一人竿1本、投網の場合は網目12ミリ以上に制限しています。

その他、禁止期間や制限は新潟県漁業調整規則で定められているので規則を以下に記しました。

• 新潟県漁業調整規則 第46条 禁止期間

水 産 動 物 名	禁 止	期	間		
アユ	1月1日から6月15日まで及	び10月	1日から10月7日まで		
サケ	1月1日から12月31日まで (通年)				
サクラマス	9月10日から11月30日まで				
ヤマメ(サクラマスのう	ち産卵のため河川に遡上した	10月1日から翌年2月末日まで			
以外のものをいう。) 以	同じ。		1 日かり翌年 2 月末日まて		
ニジマス	10月1日から翌年2月末日まで				
イワナ	イワナ 10月1日から翌年 2 月末日				
カジカ	4月11日から4月20日まで				

注: 陸上自衛隊関山演習場区域内は、年間を通じ、遊漁禁止区域です。

注: 関川水系のアユの放流が6月中旬なので解禁日は毎年7月11日に決めています。

・ 新潟県漁業調整規則第47条全長等の制限

次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表右欄に掲げる全長のものは、採捕してならない。

水産動物名	大きさ
ヤマメ	全長 15 cm 以下
ニジマス	全長 15 cm 以下

水産動物名	大きさ
イワナ	全長 15 cm 以下
ウナギ	全長 25 cm 以下

2 サケ、サクラマス、ヤマメ、ニジマス、イワナ及びカジカの放産した卵は、採捕してはならない。(サケは全国で遊漁禁止です。)

・ 新潟県漁業調整規則第48条漁具漁法の制限及び禁止

次に掲げる漁具・漁法で水産動植物を採捕してはならない。

- ① 水中に電流を通じてする漁法
- ② 瀬干漁法
- ③ ごろがけ漁法 (アユごろがけを除く。)
- ④ 潜水器(簡易潜水器を含む。)を使用する漁法
- ⑤ 水中銃を使用する漁法
- ⑥ 火光を利用する漁法

◎ 食用禁止魚種(食用抑制の措置による。)

- ・ 関川水系の白田切川上流より無機水銀が流れ出て、何らかの原因により、有機水銀(毒物)に変化し、魚種によっては魚の体内に残留しているので、県では漁場の区域外は勿論、区域内(漁業権公示番号内共第17号。 漁業権公示番号内共第18号) であっても魚種によって食用してはならないと釣りを禁止しています。
- 関川水系全域で食用して良い魚種
 - 1. アユ 2. イワナ
- ・ 関川水系漁業権漁場区域内に限り食用して良い魚種
 - 1. ヤマメ 2. ニジマス
- 関川水系全域で食用禁止の魚種
 - 1. コイ 2. フナ 3. ウグイ
- ・ ウグイは、関川本流苗名滝から上流と、保倉川上流とその支川の堀切川砂防堰堤上流で釣れた ものは食用しても良いです。
- ・ 食用禁止中の魚種が禁止区域で釣れた時はリリースして下さい。但し、ブラックバス及びブルーギル等の外来種が釣れた時はリリース禁止です。
- ・ 漁場の監視

監視員は監視中腕章を着けています。遊漁承認証が見当たらないと声を掛けるので、その際は ご提示下さるようご協力をお願いします。

· 放流日、場所等

当漁協では"イワナ"の稚魚放流量では過去数年間、義務放流量の2倍から3倍の尾数の放流をしています。

・ 放流日は6月中旬ですが、放流には自動車が行けなくなってから渓流に背負って行かなければ

ならず、更に運搬日が魚沼の養殖業者から稚魚成長具合で県内全漁協と調整した指定日になり、 従わなければならず、大変苦慮しております。

- "ヤマメ"も"イワナ"と同日の放流になります。この放流協力者の事前申出をお願いしたく、 事務所へのご連絡をお願いします。
- ・ "アユ"の放流も 6 月中旬で、琵琶湖産 15 グラム位の大きさに養殖したものをトラックで輸送 し、河川に横付けできる箇所でホース又はバケツにより放流しています。

・ アユの放流箇所

関川本流では、①大鹿の妙高中央橋下、②猿橋の猿橋橋、③下濁川の学校橋、④県道妙高柿崎線の吉木橋、⑤広島地区の関川頭首工上、⑥板倉区の島田橋、⑦上信バイバス高田大橋下流の今池橋で、矢代川では、⑧国道 292 号瀬渡橋で、渋江川では、⑨妙高市諏訪町の渋江川橋で、⑩片貝川では、上越市中郷区二本木の本手橋の計 10 箇所に毎年放流することにしています。

・ 放流後のあゆは解禁日までの洪水等天候により生育が悪くなるで、放流した箇所に必ず生息しているとは限らないし、"アユ"ばかりでなく全魚種にいえるかと思います。生育の良し悪しは放流量に関係でなく、自然現象と河川環境によるものと思われます。

魚の棲みやすい関川を次の世代に伝えようと漁業組合では努力していますが、実際に河川に手 を加えることができません。そこで規則を遵守することが極めて有効であり重要です。

遊漁の皆さんのルールを守った遊漁をお願するとともに、釣りを始める人が居られたらマナー 厳守や食用抑制魚種のある事、当漁業組合が放流等で苦労していること等をお伝え頂き、関川は 魚の沢山棲める川で遊漁の楽しい川と言えるよう、ご協力をお願い致します。

※ 参考資料(その1): 委員会指示に違反した場合の罰則

内水面漁場管理委員会の指示は、漁業法第 67 条に根拠をもっており、これに従わない者がいる場合は一定の手続きを経て知事が命令を発し、この命令に従わないときには罰則の適用があります。(1年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処す。)

※ 参考資料 (その2)

